

新年度

4/1～4/15入所希望の方

保育認定用

(はじめて保育所など(※)の保育施設を利用したい方)

令和4年度分 久留米市 子どものための教育・保育

認定申請・入所申込のご案内

この冊子は、令和4年度の子どものための教育・保育のための認定申請や保育所など(※)への入所申込について基本的な事項を説明したものです。

※ 保育所など・・・認可保育所、認定こども園の保育認定部分、事業所内保育事業所の地域枠のこと

【目次】

○認定要件と必要書類	P 2
○入所申込から利用までの流れ	P 5
○保育料について	P 7
○こんなときはどうするの?	P 8
○認定申請書(施設利用申請書)記入例	P 10
○こんなときは必ず連絡を!	P 12

【申込みから利用までの流れ】

※ くわしくは次ページ以降をよくお読みください。

☆第1次入所申込の〆切

令和3年12月28日(火)

できるだけ第1次〆切までに
申込みを!

事前に希望施設を見学する
ことをオススメします



- ① 令和4年度分の必要書類(申込書等)を入手する
- ② 必要書類を提出し、面接を受ける
- ③ 認定証と入所調整結果を受け取る

母子健康手帳を
持って
お子さんと一緒に
お越しください

状況によっては
入所保留となる場合も
あります



保育所などを利用する

認定要件と必要書類

1) 認定（保育認定・教育認定）とは

認定とは、令和4年4月1日時点の子どもの年齢と保育の必要性等により、その区分をあらかじめ認定するものです。

- 教育認定（1号認定）・・・要件：3歳以上
- 保育認定（2号認定）・・・要件：3歳以上で 2) 3) の要件を満たすこと
- 保育認定（3号認定）・・・要件：3歳未満で 2) 3) の要件を満たすこと

2) 保育認定の要件

本市に住所を有し、かつ、保護者（父母とも）が下記の各号のいずれかに該当する子どもであること。

保護者の状況	保育の必要量の認定区分	認定の有効期間
1. 就労している ひと月において、64時間以上労働することを常態としている	保育標準時間 又は 保育短時間	3歳未満児：3歳の誕生日の前々日まで 3歳以上児：卒園まで
2. 妊娠中であるかまたは出産後間もない 分娩（予定）日を基準として産前8週（多胎妊娠の場合にあっては14週）の日の属する月の初日から産後8週の日の属する月の末日まで	保育標準時間	分娩（予定）日を基準として産前8週（多胎妊娠の場合にあっては14週）の日の属する月の初日から産後8週の日の属する月の末日まで
3. 疾病または心身に障害がある	保育標準時間	3歳未満児：3歳の誕生日の前々日まで
4. 親族を常時介護又は看護している ひと月において、64時間以上介護又は看護することを常態としている	保育標準時間 又は 保育短時間	3歳以上児：卒園まで 診断書は医師の記載日から半年後の属する月の末日まで（期限の記載があるものはその日の属する月の月末まで）
5. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	保育標準時間	3歳未満児：3歳の誕生日の前々日まで
6. 求職活動（起業の準備を含む。）中である	保育短時間	入所後3か月間
7. 学校に通っている、職業訓練を受けている ひと月において、64時間以上就学することを常態としている	保育標準時間 又は 保育短時間	就学期間終了日の属する月の末日まで

※ 以上の事由のほか、社会的養護の観点などから子どもの保育が必要と認められる場合は、保育認定をすることがあります。

※ 夜間保育所を利用する場合は、夜間（おおむね19時以降）も保護者が就労等のため保育できないことが条件です。

3) 利用時間の認定の要件（保育の必要量の認定区分）

保護者の就労時間などにより保育の必要量が下記の2つに区分されます。施設の開所時間や閉所時間、保育の必要量の区分ごとの利用時間は、施設ごとに設定されています。『別紙（久留米市認可保育所・認可幼稚園・認定こども園等一覧）』を参照してください。

保育の必要量の区分	保護者の要件（就労等の時間）	最大利用時間
保育標準時間	原則 月 120 時間以上	11 時間／日
保育短時間	原則 月 64 時間以上 120 時間未満	8 時間／日

※ 子どもの保護者が複数いる場合は、就労時間等の短い方の状況で区分します。

※ 保育標準時間の認定要件を満たしていても、保育短時間認定を希望する場合は、保育短時間認定を受けることが出来ます。

※ 認定された利用時間以外について、施設が延長保育を実施している場合は、別途施設に料金を支払って延長保育を利用することができます。

※ 就労時間等が月 64 時間以上 120 時間未満であっても、常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合は、保育標準時間認定を受けることができますのでお申し出ください。

4) 必要書類等 ((①～②を確認ください)

※就労証明書など各書類は、提出日の直近3ヶ月以内に作成(証明および発行)されたものを有効とします。

① 必須書類等

下記の内容を確認のうえ、□にチェックして必要な書類を準備してください。

なお、書類提出の際には面接を行いますので、お子さんと一緒にいでください。

必要書類等	備 考	チェック欄
認定申請書 (施設利用申請書)	入所希望する <u>お子さん1名につき1枚</u> 必要です。 10～11ページの記入例を参照のうえご記入ください。	<input type="checkbox"/>
保育が必要なことを証明する書類 詳しくは下記の表(※)をご覧ください。	保護者全員分(父・母)必要です。 保護者の方であっても、単身赴任等で住民票を移し、同居していない方については、不要です。 2人以上同時申込の場合は、世帯で1部提出してください。	<input type="checkbox"/>
保育所等の入所申込に関する重要事項確認書	内容を確認(チェック欄に✓)のうえ、署名して提出ください。 2人以上同時申込の場合は、世帯で1部提出してください。	<input type="checkbox"/>
母子健康手帳	お子さんの面接の際に確認させていただきます。	<input type="checkbox"/>
マイナンバー 【右の備考中の①又は②】	①個人番号カード(児童本人および世帯全員のもの) ※顔写真付きのプラスチック製のカード ②③通知カード(児童本人および世帯全員のもの) ※紙製のカード ④本人確認書類(申請者の分のみ) ※下記(1)又は(2)参照 (1)次のA～Gなどの顔写真付きのものであればいずれか1点 A：運転免許証 B：運転経歴証明書 C：旅券 D：身体障害者手帳 E：精神障害者保健福祉手帳 F：療育手帳 G：在留カード (2)次のH～Lであればいずれか2点 H：医療保険証 I：介護保険証 J：年金手帳 K：児童扶養手当証書 L：特別児童扶養手当証書	<input type="checkbox"/>

※保育が必要なことを証明する書類

申請書の理由欄の分類	保護者等の状況	必要書類 ※太字は市指定の様式があるもの	チェック欄	
			父	母
就労	被雇用者	・就労証明書(証明日の3か月以内の日付のもの) ※就労予定の方は、就労開始後に就労証明書の提出が必要です。 ※育休中の方も、就労証明書を提出してください。 ※受付期限(締切日)が提出締切となります。 ※保護者一人につき1枚の就労証明を提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自営業		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	農業		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	内職		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
出産	妊娠中・出産後間もない	・診断書または母子健康手帳(出産予定日のわかるもの)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
病気	病気療養中	・診断書または障害者手帳など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護	親族の介護・看護	・看護・介護申立書 ・介護される人の診断書または障害者手帳など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害復旧	災害の復旧活動中	・申立書、罹災証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職	求職活動中	・求職中申立書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学	就学している又は職業訓練を受けている	・就学証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

② 状況により必要な書類（保育料を決定するための書類）

※2人以上同時申込の場合は、世帯で1部提出してください。

必要書類	備 考	チェック欄	
		父	母
・2020年中の国内・国外での収入がわかる書類 ・2020年中の無収入を証明する書類	<p>世帯で海外居住していた方や保護者のどちらかが海外勤務などをしている（していた）場合は、会社発行の給与支払報告書や給与明細などが必要です。</p> <p>外国語で記載されたものは和訳文を添付してください。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
転入誓約書 ※久留米市指定様式	<p>保育所等の入所申込時の住所が久留米市外の世帯のみ転入誓約書を提出してください。</p> <p>入所日までに久留米市に住民登録することが入所条件ですので、ご注意ください。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・戸籍謄本	母子・父子家庭で、児童扶養手当を受給していない方は、戸籍謄本の提出が必要です。コピーで結構です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・療育手帳	<p>療育手帳をお持ちの方がいる世帯のみ。氏名・手帳の等級・交付年月日部分のコピーが必要です。</p> <p>入所希望するお子さんに限らず世帯全員が対象です。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
在園証明書 (兄弟姉妹の分)	<p>兄弟姉妹が幼稚園（別紙の施設一覧に掲載している「F：支給認定を必要としない認可幼稚園」の場合のみ）や特別支援学校幼稚部などに在園（予定を含む）している場合のみ。</p> <p>なお、予定の場合は、入園後に再度在園証明書の提出が必要です。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※上記の書類以外にも、場合により新たな書類の提出をお願いすることがあります。

入所申込から利用までの流れ

◆◇◆第1次申込締め切り 令和3年12月28日(火) ◆◇◆

最終締め切りは令和4年2月25日(金)ですが、第1次申込の方でほぼ入所者が決定しますので、できるだけ第1次申込締め切りまでにお申し込みください。

① 令和4年度分の必要書類を入手する。

事前に希望施設を見学し、手続きに必要な書類等の様式を受け取ってください。

※保育認定用の様式は市共通の様式です。子ども保育課（市役所16階）、各総合支所市民福祉課の窓口にも置いています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

市ホームページ>暮らし・届出（オンラインサービス）>申請・届出ガイド（申請・届出・申込・予約）>子育て支援（子育て・教育）>保育所等の支給認定申請・入所申込に関する書類等（保育所・幼稚園・預かり）

② 必要書類を準備して、市に提出し、面接を受ける

子ども保育課、又は各総合支所市民福祉課の窓口へ。（市民センターでの受付はできません。）

申込期間		認定証・調整結果が届くのはいつ？
第1次	令和3年11月1日(月)から 令和3年12月28日(火)まで	令和4年2月上旬 郵送
第2次 (最終)	令和4年1月4日(火)から 令和4年2月25日(金)まで	令和4年3月中旬 郵送

第2次（最終）調整の結果、保留になった場合は、待機する意思がある方に限り、年度途中も毎月利用調整します。なお、入所決定者の辞退などにより施設に空きがある場合は、新年度（4月1日から4月15日まで）から利用できる場合もあります。

4月から就労予定の方や育児休業明けの方などの場合は、就労開始する日より最大2週間前からの入所（なし保育）を希望することができます。

入所日が前年度になる場合は別途申込みが必要です。その際、申込みは3年度分を同時に提出可能です。また、保育料は通常の入所と同じ取扱いになります。

【例】4月1日育児休業復帰予定・7日前から入所希望の場合

- ① 4月1日入所希望の申請（令和4年度分）と、②3月25日入所希望の申請（令和3年度分）が必要です。
- ①の結果で入所が決定した施設が、②で申請した希望施設と異なる場合は、令和3年度3月後半入所の締め切り（令和4年3月4日）までに希望施設の変更のご連絡をお願いします。

令和3年度と令和4年度は別々に調整しますので、令和4年度の入所が決定しても、令和3年度3月後半入所（なし保育）が確約されるわけではありません。

③ 認定証と入所調整結果を受け取る。

申込締め切り翌日より、入所調整を行います。入所が決定した場合は、後日、入所調整結果を送付します。入所保留となった場合は、新年度（4/1～4/15）の入所調整時に限り入所保留通知書を送付します。新年度以降の入所調整時も入所保留通知書が必要な場合は、あらかじめお申し出ください。

また、認定証は入所決定時に送付します。（認定証交付が令和4年2月下旬以降になることもあります。）

＜入所が承諾・内定した場合＞

具体的な入所準備については、施設より連絡があります。くわしくは直接施設にお尋ねください。

＜入所保留の場合＞

申請書裏面の「待機する意思」欄の「有」にチェックした場合に限り、令和4年度中は毎月継続して入所調整を行います。ただし、ご連絡及び調整結果の通知は、空きが出て入所が内定した場合のみとなります。

④ 施設（保育所・認定こども園）を利用する。

保育料については 1ページ、利用時間等については 2ページの下段 をご覧ください。

■□■ 申込みから入所までの流れ ■□■

保護者

久留米市

「令和4年度久留米市子どものための教育・保育 認定申請・入所申込のご案内」配布開始
令和3年10月上旬

第1次申込の受付 締切日：令和3年12月28日（火）

入所日は原則※として4月1日です。令和3年度の入所申込をすでにしていて入所保留になっている方についても、令和4年度の入所申込期間内の申込みが必要となります。

※4月22日育児休業復帰予定・14日前から入所希望の場合 ⇒4月8日からの入所希望の申込みが可能です。

施設の空き状況確認・希望施設の変更、保育の必要性の変更

申込みをいただいた後でも、第1次から第2次(最終)のそれぞれの締切日までは希望施設の追加・変更が可能です。

電話(0942-30-9025)または窓口にて承ります。また、第1次調整後には、最新の空き状況についてお知らせします。市ホームページ【トップ>子育て・教育(子育て支援)>保育所・認定こども園(保育所・幼稚園・預かり)>保育所・認定こども園(保育所部分)の空き状況について】でもご確認いただけます。

※「申込みの時点では求職中だったが就労が決まった」など、状況が変わった場合は、調整の締切日までに必要書類の提出があれば、入所選考基準の点数が変わる場合がありますので、お早めにお問合せください。

第1次 利用調整・入所選考

希望した施設について、保育を必要とする理由などにより、市で利用調整を行います。

「久留米市保育利用選考基準」により点数化し、保育を必要とする度合い(点数)の高い順に入所児童を決定します。

第1次 利用調整・入所選考結果 通知 《2月上旬》

選考の結果、入所が決定(内定)した場合は「入所承諾書(保育利用内定通知書)」、定員の都合などにより入所が困難な場合は「入所保留通知書」を送付します。

入所決定の方

入所保留となった方 ※1

第2次(最終)申込の受付
締切日：令和4年2月25日（金）

※施設より入所準備について連絡があります。

第2次(最終) 利用調整・入所選考

第2次(最終) 利用調整・入所選考結果 通知《3月中旬》

入所決定の方

※施設より入所準備について連絡があります。

入所保留となった方 ※2

入所の手続き(契約・支払)

各施設からの利用説明があり、契約となります。

4月 入所・保育料の通知

入所後、保育料を決定して「保育料決定通知」を送付します。必要書類が未提出の場合などは、仮算定となりますので、すぐに必要な手続きをしてください。

«入所保留となった方へ»

※1 第2次(最終)までの締切日【令和4年2月25日(金)】までは希望施設の追加・変更が可能です。電話(子ども保育課TEL0942-30-9025、各総合支所市民福祉課TELは最終ページ)または窓口にて承ります。希望施設に変更がない場合は、連絡は不要です。

※2 最終的に4月からの入所が保留になった場合、申請書裏面の「待機する意思」欄の「有」にチェックした場合に限り、令和4年度中は毎月継続して入所選考を行います。

※「求職中だったが就労が決まった」など、状況が変わった場合は、次回調整までに必要書類の提出があれば、入所選考基準の点数が変わる場合があります。

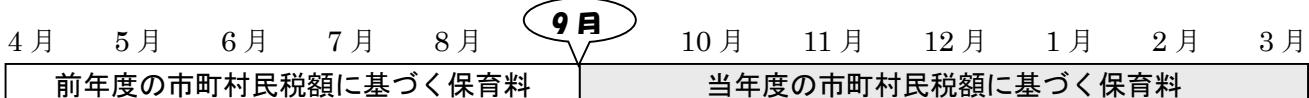
保育料について

【保育料の決定方法について】

保育料はお子さんの保護者等の市町村民税額によって決定します。入所後、郵送にて決定通知をお送りします。

いつの分？	誰の？	何に基づいて決まる？
令和4年4月分から 令和4年8月分まで	お子さんの保護者等 (同居の祖父母がいる場合、父母の 所得状況などにより祖父母の分で 適用することがあります)	令和3年度 市町村民税額 (令和2年中の所得)
令和4年9月分から 令和5年3月分まで		令和4年度 市町村民税額 (令和3年中の所得)

◎毎年9月が保育料の切り替え時期となります◎



※ 保護者等の市町村民税の状況により、年度の途中で保育料が変更になる場合があります。

【保育料の軽減について】

保育所の運営に必要な経費は、保護者のみなさま、市、国などで負担することとされています。本市では、厳しい財政状況ではありますが、国の基準によりみなさまが負担すべきとされる保育料から、市の追加負担により軽減しています。

● 保育所の運営に必要な経費の負担割合

市の追加負担



● 令和元年10月から保育所、認定こども園等を利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの保育料が無料になりました。詳しくは久留米市保育料基準表をご覧ください。

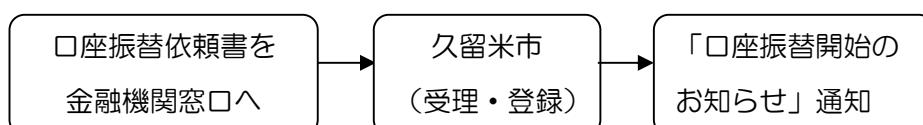
【保育料の納付について】

久留米市では保育所の保育料の納付について、口座振替による納付をお願いしております。
なお、認定こども園および事業所内保育事業所へ入所した方は、直接施設へ納付してください。

● 振替日：毎月末日（12月は27日）

※ただし当日が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。

● 口座振替の手続き



お手続きには1～2ヶ月
かかりますのでお早めに
手続きをお願いします。



※ 口座振替が開始するまでの保育料については、納付書を発行しますので、
金融機関の窓口などで納付してください。

※ 口座振替依頼書は保育所、子ども保育課、各総合支所市民福祉課に置いています。
なお、ゆうちょ銀行の場合は、ゆうちょ銀行に設置された様式で申請してください。

保育料の納付には便利な口座振替をご利用ください。

こんなときはどうするの？

●求職活動中だったが、仕事が決まらない場合

Q. 求職活動中に入所した場合や、入所後、途中で退職して求職活動をしている場合で、仕事が決まらなかつたらどうなりますか？

A. 誓約書の有効期間は年度内で通算90日(3か月)です。求職活動で入所した場合は、入所日から90日後の属する月の月末までに、退職した場合などは、その翌月から90日後までに就労が決まなければ原則退所となります。倒産や派遣切りなどやむをえない場合はご相談ください。

●認定変更について

Q. 現在、求職活動中に、保育短時間認定を受けて入所しています。フルタイムの仕事が決まり、標準時間認定を受けたいのですが、何か手続きが必要ですか？

A. はい、必要です。就労証明書を添えて、市子ども保育課または各総合支所市民福祉課で変更申請をしてください。なお、**認定の変更は、申請日の翌月からの適用**となりますのでご注意ください。

例) 5月1日からの就職が決定した場合（短時間認定から標準時間認定へ）

パターン1

4月中に就労予定の証明書を添えて変更申請をすると、5月1日から保育標準時間認定を受けることが出来ます。ただし、就労開始後1ヶ月以内に就労証明書の提出が必要です。

パターン2

5月になってから変更申請をすると、標準時間認定への適用は6月からとなり、5月中は短時間認定のままです。施設が設定している短時間保育時間を超える場合は、別途延長保育料が発生しますので、ご注意ください。

●退所する場合

Q. 都合により施設を退所したいときはどうしたらいいですか？

A. 退所は、原則月末日となります。（在籍月分まで保育料が発生します。）早めに施設に退所する旨を伝え、施設に退所届を提出してください。

●欠席期間の保育料について

Q. 病気のため2週間欠席したのですが、保育料は1ヶ月分かかりますか？

A. 欠席しても保育料は全額お支払いいただきます。

●休園について

Q. 里帰りの間、休園することはできますか？

A. 原則休園はできませんが、里帰りや児童の長期入院等やむを得ない理由の場合は、2ヶ月以内であれば休園を認めています。保育料は全額お支払いいただきます。まずは、施設もしくは市へご相談ください。

●転園について

Q. 市内の別の保育園に転園したいのですが？

A. 年度途中の転園は、転居や勤務地の変更を除き原則できません。まずは、市へご相談ください。市に必要書類をご提出いただくことになりますが、その際に必ず入所先が決まるわけではありませんので、ご理解のうえお申し込みください。

●口座振替ができなかった場合

Q. 残高不足により口座振替ができなかったのですが、どうしたらしいですか？

A. 保育料の口座振替は毎月末日（12月は27日）です。このとき振替ができなかった分は翌月の中旬に再振替を行いますので、口座に入金の準備をお願いします。

●病気になった時の保育

Q. 子どもが病気の時はどうしたらしいですか？

A. お子さんの安静の確保と感染症等拡大予防の観点から、保育所等での保育・集団生活が難しい場合があります。自宅での保育が困難な場合に、久留米市では「病児保育」を実施しています。事前に利用登録が必要です。くわしくは各施設へおたずねください。

【実施施設】	マリアン・キッズ・ハウス（聖マリア病院）	0942-34-3165
	エンゼルキッズ（久留米大学医療センター）	0942-22-6621
	すくすくランド（久留米大学旭町キャンパス）	0942-31-7988
	ハイジア病児保育室（ハイジア内科）	0942-54-9551
	たのっしーランド（田主丸中央病院）	0943-72-1633

●休日の保育

Q. 日曜日や祝日に預かってもらえる保育所はありますか？

A. 保育認定（2号認定・3号認定）のお子さんについては、「休日保育」を実施しています。実施施設以外に在籍しているお子さんも利用できます。事前に利用登録が必要です。くわしくは施設へおたずねください。（12月29日から1月3日までは利用できません。）

【実施施設】	篠山保育園（城南町）	0942-32-9655
--------	------------	--------------

《マイナンバーに関するQ&A》

●本人確認について

Q. 申請書の「保護者」欄と、窓口に申請に行く人は同じでないといけないですか？

A. 同じでなくても構いません。申請に来ていただいた方の本人確認を行います。

なお、マイナンバーの通知カードは、世帯員全員分を持参いただく必要があります。

（例：保護者欄は父の氏名で、母が窓口に申請に行く場合、母の本人確認を行います。）

●必要書類について

Q. 個人番号カード（通知カード）や本人確認書類で必要なものが無い（足りない）場合は、どうすればいいですか？

A. お手数ですが、事前に担当課までご相談ください。

●マイナンバーの利用法や市民の利点について

Q. マイナンバーは何に使われるのですか？ 記載することで何か利点はありますか？

A. 自治体や国の間でマイナンバーを利用した個人情報のやりとり（情報連携）が開始され、一部の書類（所得課税証明書、生活保護受給証明書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）の提出が省略できるようになりました。

●マイナンバーを記載しない場合

Q. マイナンバーを記載しなければ不利益はありますか？ 罰則はありますか？

A. 不利益はありませんが、法令に基づき記載をお願いしています。罰則規定はありません。

認定申請書（施設利用申請書）記入例

第1号様式の2(第4条及び第11条関係)

※指定がない部分は申込み時点の状況をご記入ください

(表)

教育・保育給付認定申請書(施設利用申請書兼児童台帳)【2号・3号認定用】

R4
新規

久留米		お二人以上の同時入所の場合は、保護者を必ず統一してください。父母どちらかが市外別居の場合は、市内で子と同居している方を記入してください。				申請(申込)日 令和3年11月5日		久留米 ひとみ		
利用を希望する認定区分		□標準時間(11時間まで) <input checked="" type="checkbox"/> 短時間(8時間まで) <input type="checkbox"/>		□標準時間(11時)		3号(保育が必要な3歳未満児童) 療育手帳の写しを提出してください。				
ふりがな	くるめ きらり	生年月日	性別	保護者との続柄	障害手帳の有無	療育手帳の有無	特別児童扶養手当受給の有無			
児童名	久留米 きらり	平成28年5月23日	男	子	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
令和4年4月1時点 (5歳)			女							
健康状況等	障害や病状	□無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 身体的障害(手足・視覚・聴覚) 症状・病名(自閉症)								
	発達等気になること	□無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (ことは)落ち着きがなく動き回る・こだわりが強い・)								
	健診時の要観察項目	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容:)								
	食物アレルギー	□無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (内容: 明アレルギー)								
現住所	久留米市城南町●●一●				電話番号					
令和3年1月1日現在の住所	□久留米市内 <input checked="" type="checkbox"/> 久留米市外 (●●●) 市 区・町・村		母		xxx - xxxx - xxxx					
令和4年1月1日現在の住所	□久留米市内 <input checked="" type="checkbox"/> 久留米市外 () 市・区・町・村		その他()		-		-			
認定証番号(市記入欄)	記入不要		既に支給認定を受けている場合に記入してください。							
現在の保育の状況	□幼稚園 □保育所 □認定こども園 □届出保育施設 □一時預かり・預かり保育 □事業所内保育		<input checked="" type="checkbox"/> 家庭等		現在入所中の施設名					

1 世帯の状況(利用を希望する期間の初日時点の児童以外すべての同一世帯員を記入ください。また、別居の兄弟姉妹も記入ください。)

※ 両親(父及び母)の一方が別居の場合、住民票上も別居であっても必ず記載し、「別居」を○で囲んでください。(例:单身赴任、離婚調停中など)

※ 建物が別であっても、住所が同一(同番地)であれば同居とみなしますので、該当者がいる場合は記入ください。

※ 申込児童以外の同一世帯員が6名以上おり記入できない場合は、申請書をもう1枚記入ください。2枚目はこの部分のみ記入いだされば結構です。

入所児童の△	ふりがな 氏名	児童との続柄	生年月日	同居・別居		上段 : 勤務先・就学先等の状況		
						下段 : 別居の状況		
①	くるめ たろう	父	昭和59年4月7日	同居				
	久留米 太郎			別居		□市内 <input checked="" type="checkbox"/> 市外(市町村名: 北九州市)		
②	くるめ ひとみ	母	昭和59年12月22日	同居		(有) ●●ハウス		
	久留米 ひとみ			別居		□市内 □市外(市町村名:)		
③	くるめ はなこ	姉	平成19年9月13日	同居		●●●中学校		
	久留米 花子			別居		□市内 <input checked="" type="checkbox"/> 市外(市町村名: 北九州市)		
④	くるめ じろう	兄	平成24年6月1日	同居		●●●小学校		
	久留米 次郎			別居		□市内 □市外(市町村名:)		
⑤	ふくおか ひろこ	祖母	昭和30年7月8日	同居		病気療養中		
	福岡 博子			別居		□市内 □市外(市町村名:)		
生活保護の受給	□無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	ひとり親世帯の該当		□無 <input checked="" type="checkbox"/> 有				
同居の障害者の有無	□無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (氏名 福岡 博子)							
2 税情報等							ひとり親世帯に該当し、児童扶養手当を受給していない方は戸籍謄本の写しを提出してください。	
久留米市がまた、療育手帳の場合は写しを提出してください。								
費用の免除に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を探査すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。								
保護者氏名							久留米 ひとみ	

3 保育の利用を必要とする理由等

利用を希望する期間	令和4年4月1日から		<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前まで	
	※ならし保育希望の方は、ならし保育開始日を記載ください		<input type="checkbox"/> 年 月 日まで	
利用を希望する時間	8時30分(登園)から17時(お迎え)まで			
父	□就労 □求職 □就学 □病気・障害 <input type="checkbox"/>		災害復旧 <input checked="" type="checkbox"/> その他(単身赴任中)	
就労等(就学)時間	時 分		就労予定の方や、育児休業明けの方などの場合は、就労(復帰)初日が入所日となります。ただし、保育を希望される場合は、就労開始する日より最大2週間前(2週間前の日が休祭祝日の場合は翌営業日)から入所希望できます。	
母	□就労 □求職 □就学 □妊娠			
就労等(就学)時間	9時00分～16時30分まで			
その他	育児休業明け		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (令和4年4月15日復帰予定)	
兄弟姉妹保育園利用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (保育園)			
生計中心者の失業	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (雇用保険支払証明書等の写しを提出ください。)			
入所後の通園手段	□徒歩 <input checked="" type="checkbox"/> 自転車 □自家用車 □バス □電車 □その他 (およそ 分)			

のりかわ

(裏)

4 利用調整について

利用を希望する施設名 ※ 1つ以上記入ください。 ※ 第7希望以降は、欄外もしくは別紙(様式任意)に記入ください。	第1希望	○○○保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 見学済	第4希望	▲▲▲幼稚園	<input checked="" type="checkbox"/> 見学済	
	第2希望	●●●保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 見学済	第5希望	×××保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 見学済	
	第3希望	△△△保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 見学済	第6希望	★★★保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 見学済	
※利用決定後に辞退されると、施設にご迷惑となったり、他の方が利用できなくなる場合があります。希望施設については、見学をして十分に検討いただいたうえで記入をお願いします。必ずしも第6希望まで記入する必要はありません。							
待機する意思 ※✓が無い場合は有を選択したものと判断します。	<input checked="" type="checkbox"/> 有	(利用希望開始日に入所できなかった場合、翌月以降も利用調整を希望する) ⇒利用希望施設を変更する場合は市へご連絡ください。					
	<input type="checkbox"/> 無	(利用希望開始日に入所できなかった場合、翌月以降は利用調整を希望しない) ⇒翌月以降は利用調整を行いませんので、再度利用調整を希望する場合は再度申請が必要です。					
兄弟姉妹の同時申込の場合 ※✓が無い場合はAを選択したものと判断します。	<input type="checkbox"/> A	同じ保育所等での利用を希望する。(異なる保育所等では利用を希望しない。)					
	<input type="checkbox"/> B	同じ保育所等での利用ができない場合には、異なる保育所等でもよい。ただし、一人でも利用できない児童がいる場合は、兄弟姉妹が同時に利用できるまで待つ。					
	<input checked="" type="checkbox"/> C	①利用できない児童の保育予定を選択してください。【被父母・届出保育施設等・父母の職場・その他()】 ※別途申立書の提出が必要です。(利用できない児童の保育予定について、具体的に記載ください。) ②利用できない児童は、利用できる児童と同施設を希望するか選択してください。【同施設希望・異なる施設でも希望】					
幼稚園への同時申込	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有(園名:)	おもて面の「1 世帯の状況」に記載した順にマイナンバーを記入してください。				

5 個人番号(マイナンバー)記入欄

個人番号 (マイナンバー) 12桁を記入して ください	児童本人	1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	1	2	(3)	4	5	6	7	-	8	9	0	1	-	2	3	4	5
	①	2	3	4	5	-	6	7	8	9	-	0	1	2	3	(4)	5	6	7	8	-	9	0	1	2	-	3	4	5	6
	②	3	4	5	6	-	7	8	9	0	-	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	-	0	1	2	3	-	4	5	6	7

*久留米市記入欄

必要書類等 ※書類を受領した時点でチェックを入れる。										受領印欄			
【必須】保育が必要なことを証明する書類 保護者全員分(父・母) 保護者1名につき下記のいずれかを1つ以上(合算して月64時間以上になる場合を含む。)										基準点			
父										点			
母										点			
合計										点	面接		
事由No.										調整点			
										点			
										点	入力		
										点			
										総合計	点		
											確認		
備考													
(申込時)					(入所時)								
認定の可否					認定証番号					認定区分等			
可・否 年 月 日認定 (否とする理由)					年 月 日送付					□2号 □3号 (□標 □短)			
支給(入所)の可否					利用者負担額					支給(利用)期間			
可 (入所施設(事業者)名) : 否 (否とする理由) :					階層	<input type="checkbox"/> 全額	円	自 年 月 日					
					階層	<input type="checkbox"/> 半額	円	至 年 月 日					
					階層	<input type="checkbox"/> 無料	円						

こんなときは必ず連絡を！

Q. 入所申込の時には求職活動中でしたが、急に仕事が決まりました。4月からの入所の選考で有利になりますか？

A. すぐに就労証明書の記入を会社に依頼して、市に変更申請にお越しください。例えば、来月からの就労予定の場合でも、「就労予定」であるという証明で構いません。
入所調整は、保護者の就労状況や家庭の状況を点数化して実施しており、求職中の場合より就労の場合は調整の点数は高くなります。申込締切日までに就労証明書等の提出がないと、調整に反映できませんのでご注意ください。必要書類などが不明な場合には、お早目にご連絡ください。

Q. 入所決定後や入所後に、住所や家族状況（結婚・離婚など）、保護者の就労状況などが変わった時はどうすればいいですか？

A. 書類の提出が必要な場合があります。必要な書類などは変更事項によって異なりますので、市子ども保育課・各総合支所市民福祉課や利用施設にまずはご連絡ください。
保育の必要量の区分や保育料の算定が変更になる場合があります。
求職中から就労へ変わる場合は8ページの **●認定変更について** を参照ください。

Q. 久留米市に転入予定で申し込みをしましたが、このあとどうすればいいですか？

A. 入所が決定した後、入所日までに久留米市に住民登録をしてください。入所日までに住民登録することが入所条件ですのでご注意ください。転入手続きが完了したら、必ずご連絡をお願いします。
また、住所が未定の状態で申し込みした場合は、決まりしだい、転入時期・住所をお知らせください。通知などを送る時に必要となります。

Q. 2号認定で保育園・認定こども園を申し込んでいて、入所が決まったけど、やっぱり幼稚園に行くことにしました。どうすればいいですか？

A. 他の方が空きを待っている場合がありますので、必ず辞退のご連絡をお願いします。
なお、申込時点で教育認定（1号認定）と併願している場合は、申込時にくわしく確認させていただきます。

そのほか くわしい情報は久留米市ホームページでも提供しています。

久留米市 保育所・認定こども園

検索

令和3年10月発行

【お問合せ先】

名称	所在地	電話番号
子ども未来部子ども保育課	久留米市城南町15番地3	0942-30-9025
田主丸総合支所市民福祉課	久留米市田主丸町田主丸459番地11	0943-72-2113
北野総合支所市民福祉課	久留米市北野町中3245番地3	0942-78-3552
城島総合支所市民福祉課	久留米市城島町櫛津743番地2	0942-62-2112
三瀬総合支所市民福祉課	久留米市三瀬町玉満2779番地1	0942-64-2312

